|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 限度額設定型貿易保険手続細則  　　　　　　　　　　　　平成15年４月１日　03-制度-00018  沿革　平成16年４月１日　一部改正  平成16年４月16日　一部改正  平成16年９月28日　一部改正  平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年９月21日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年２月16日　一部改正  平成19年９月21日　一部改正  平成20年２月22日　一部改正  平成21年12月24日　一部改正  第１条～第２条　（略）  （申込み）  第３条　限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、本店等から発行される申込書に代表者印を押印し、申込書の発行日の翌日から起算して２週間以内に本店等に提出するものとする。  ２　本店等は、申込書の提出日の属する月の翌月の最初の営業日において、申込書記載の保険料が当該営業日における保険料率によって算出された保険料（以下「算出保険料」という。）と異なる場合、又は、申込書記載の輸出契約等の相手方の一部だけが当該営業日において「限度額設定型貿易保険の取扱いについて」の１．の条件（以下「引受条件」という。）を満たす場合には、限度額設定型貿易保険の申込みを行った者にそれぞれ算出保険料又は引受条件を満たす輸出契約等の相手方を通知するものとする。  ３　前項の通知を受けた者は、前項の営業日から起算して２週間以内に別紙様式第２－３による限度額設定型貿易保険申込確認書（以下「確認書」という。）を本店等に提出するものとする。  ４　本店等は、申込書に記載されたすべての輸出契約等の相手方が引受条件を満たさない場合又は前項の確認書において不承諾の場合又は、当該確認書が提出されなかった場合には、謝絶する旨申込みを行った者に通知するものとする。  　第４条　（略）  （保険料の納付等）  第５条　保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。  ２　保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を納付しなければならない。  ３　保険料返還の時期について、運用規程第４条第３項ただし書きにより日本貿易保険が認めるに際し、保険契約者は、別紙様式第３による誓約書を本店等に提出しなければならない。  　第６条～第26条　（略）  　附　則  この改正は、平成22年１月１日から実施する。  別　表  様式番号 提　出　書　類 提出部数  １－１ 　限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 １（１）  １－２ 　限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 １（１）  １－３　 限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険金支払限度額の増額・仕向国の追加） 　　　　１  １－４　 限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険金支払限度額の増額・仕向国の追加） 　　　　１（１）  ２－１ 　限度額設定型貿易保険申込書 　　　　１（１）  ２－２ 　限度額設定型貿易保険申込書 　　　　１  ２－３ 　限度額設定型貿易保険申込確認書 １  ３　　 限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る誓約書　　　　　　　　　　　　　　　　　　１  ４－１　～　24　（略） | 限度額設定型貿易保険手続細則  　　　　　　　　　　　平成15年４月１日　03-制度-00018  沿革　平成16年４月１日　一部改正  平成16年４月16日　一部改正  平成16年９月28日　一部改正  平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年９月21日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年２月16日　一部改正  平成19年９月21日　一部改正  平成20年２月22日　一部改正  第１条～第２条　（略）  （申込み）  第３条　限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、本店等から発行される申込書に代表者印を押印し、申込書の発行日の翌日から起算して２週間以内に本店等に提出するものとする。  ２　本店等は、申込書の提出日の属する月の翌月の最初の営業日において、申込書記載の保険料が当該営業日における保険料率によって算出された保険料（以下「算出保険料」という。）と異なる場合、又は、申込書記載の輸出契約等の相手方の一部だけが当該営業日において「限度額設定型貿易保険の取扱いについて」の１．の条件（以下「引受条件」という。）を満たす場合には、限度額設定型貿易保険の申込みを行った者にそれぞれ算出保険料又は引受条件を満たす輸出契約等の相手方を通知するものとする。  ３　前項の通知を受けた者は、前項の営業日から起算して２週間以内に別紙様式第３による限度額設定型貿易保険申込確認書（以下「確認書」という。）を本店等に提出するものとする。  ４　本店等は、申込書に記載されたすべての輸出契約等の相手方が引受条件を満たさない場合又は前項の確認書において不承諾の場合又は、当該確認書が提出されなかった場合には、謝絶する旨申込みを行った者に通知するものとする。  第４条　（略）  （保険料の納付）  第５条　保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。  ２　保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を納付しなければならない。  　第６条～第26条　（略）  別　表  様式番号 提　出　書　類 提出部数  １－１ 　限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 １（１）  １－２ 　限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 １（１）  １－３　 限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険金支払限度額の増額・仕向国の追加） 　　　　１  １－４　 限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険金支払限度額の増額・仕向国の追加） 　　　　１（１）  ２－１ 　限度額設定型貿易保険申込書 　　　　１（１）  ２－２ 　限度額設定型貿易保険申込書 　　　　１  ３ 　限度額設定型貿易保険申込確認書 １    ４－１　～　24　（略） |  |